

（午前10時30分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）本日、一般質問3日目の最終バッターとして、これから1時間皆さんにおつき合いいただきたいと思えます。

地方分権、地域主権政策、政権交代以前から取り組まれてきましたが、ここへきて大きく動き出した感があります。しかし、市民は生活する上で本当に変化を実感できているのでしょうか。

地方自治法一部改正が昨年5月と去る8月に成立し、地方分権のお膳立ては整いました。そして、義務付け、枠付けにかわり、地方自治体に自治事務の必要性判断と責任の重さが課せられました。

本会議一般質問答弁中にも、本当に地方分権を考え、積極的に取り組んでいるのか、やり過ごすことのないように問いかけている、常々必要なことには取り組んでいくと当局者から語られましたが、本当に実行されているのでしょうか。10項目に細分化した一問一答式で明らかにしたいと思えます。今の執行体制が市民の信託をゆだねられる存在なのか。信頼できる存在だからこそ計画を立て、その決定に重みを感じられるはずです。そして、市民に納得、ご理解いただけているはずです。果たして、本当はどうなのでしょう。

本市の幼保一元化5カ年計画がつくられ、山田保育園の今後をゆだねることができるのか。未来を担う子どもたち一人ひとりの発育

を考えて立てられた信頼し得る計画、施策なのか検証することを目的に、—————
———をどうぞ使っていただきまして結構です。是々非々、丁々発止の議論を期待し、通告に従い一般質問を行います。

1、市ホームページ新着情報掲載の基準を明らかにしてください。

2、去る7月、8月に行われた審議会、説明会開催の広報は適切に行われていたのか。開催日までの当該ホームページ記事のページビューはどれぐらいであったのか。

3、長期総合計画の根拠法令と、今も法的正当性があるのか。

4、本市が今考える基本構想、基本計画と実施計画の違いは何であるのか。

5、幼保一元化5カ年計画は、前項目、基本構想、基本計画と実施計画、いずれの計画なのか。

6、幼保一元化5カ年計画、その実行に法的正当性はあるのか。

7、幼保一元化5カ年計画に専門的知見は反映されたのか。後期基本計画審議に幼保一元化5カ年計画は対象となるのかどうか。もし対象となる場合、専門的知見の導入は行われているのかどうか。

8、小規模園「山田保育園」を域外保育者へ勧めたのはなぜなのか。

9、小規模園「山田保育園」の存続こそ、多様な保育ニーズと幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を両立しているのではないのか。

10、小規模統合保育園「山田保育園」廃園と再配置を進める根拠、理由と子どもたちの将来への責任所在を明らかにしていただきたい

く、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君の質問項目1、市ホームページ新着情報に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森口清隆君）登壇〕

○企画部長（森口清隆君）「市ホームページの新着情報掲載の基準を明らかに」のご質問にお答えします。

市ホームページについては、広報はしもとと並び、市行政情報を市民の皆さまに伝える情報発信手段です。ホームページによる情報発信には、速報性と情報量に限度を設けないこと、それにユーザーが欲しい情報を選択できるというメリットがあります。特に、ホームページ内にある新着情報欄は、速報性と情報選択のメリットをユーザーが効果的に使えるように設けているものでございます。

議員おただしの新着情報掲載の基準についてですが、まず広報はしもとの発行に関し、必要な事項を定めてある橋本市広報発行規則がございます。その中に、広報はしもとに掲載する事項として、市政について広く市民に周知し、協力を必要とする事項など5項目が規定されています。市ホームページの掲載についても、この規定と同様の考えで、市政に関する必要な事項を掲載しています。その上で、新着情報欄への掲載は、速報性と重要性の高い、新たな情報を掲載することとしており、その判断は各所属長が行うことになっていきます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）速報性と重要性のある情報ということ、ここが一番肝心なところだと思います。これが所属長、つまりは課長であったり室長であったりというところにゆだ

ねられるということによろしいですか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）そのように解釈していただいて結構です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）つまりは、市民に重要な速報性のある情報を流していなければ、その所属長は人事評価に加えられるということでもよろしいでしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）それにつきましては、個々の判断ということでございますので、人事評価に云々ということはありません。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）個々の評価ですので、総合的には関係してくるかと思えます。やはり市民にとって重要な情報を、そこで制限をかけてしまうおそれがある、それがかけられてしまえば、市民から見れば当然知らせていただいて当然なことなのに知らさない、その責任はその長にあるはずですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）先ほども申しましたが、その責任と申しますのは、その長の考えでございますので、即その長に責任がある云々の話にはならんと、このように思います。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）即ち判断はできないということですので、続いて2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、審議会、説明会開催に伴う広報に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森口清隆君）登壇〕

○企画部長（森口清隆君）次に、橋本市長期総合計画審議会の開催並びに橋本市立小中学

校適正規模・適正配置基本方針の説明会の広報についてですが、長期総合計画審議会は、ホームページに開催のお知らせを掲載いたしました。小中学校適正規模・適正配置基本方針の説明会については、ホームページへ掲載し、統合の対象となっている橋本中学校区、西部中学校区、学文路中学校区においては、区長会を通じて地区住民の皆さまに回覧文書でお知らせをし、さらに中学生以下の就学・就園している子どもの保護者には案内文書を配付いたしました。また、紀見東中学校区、紀見北中学校区におきましても、ホームページへの掲載と、区長会を通じまして回覧文書でお知らせをしています。ホームページでのお知らせについては、どちらも新着情報欄には掲載しておりません。

なお、当該ページの閲覧数は、8月3日に行われた第1回目の長期総合計画審議会が1件、小中学校適正規模・適正配置基本方針については、本年2月から4月にかけて行われた橋本中学校区、西部中学校区、学文路中学校区の説明会が368件、7月下旬から8月上旬に行われた紀見東中学校区、紀見北中学校区の説明会が122件でございました。

これらの審議会や説明会については、公開のものや個人情報扱わないものに限りますが、市民の皆さまが傍聴もしくは出席することが可能であるため、今後についてはホームページの利点を最大限に生かした広報を図っていきたくと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）ホームページのページビューも答えていただきました。8月3日に行われた長期総合計画審議会に関しては、ページビューが1件だったと。つまりは、私が

恐らく見たのが1件だと思います。先ほどの2件に関しては新着情報には掲載していませんでしたというご答弁がございましたけれども、これは市民にとって速報性、重要性のない情報かどうかお答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）この2件につきましては、重要な案件だと考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）重要ですよ。重要なのに載っていない。しかも、この審議会に関しては私しか見ていないんです。こういう広報のあり方というのは問題だと思いますよ。市民にとってみての大きな、これからのことを決める場に、傍聴に行きたくても行く機会が損なわれてしまうんです。まず広報をしていただかないと、これは意味を持ちません。ホームページにいくら載せても、どこで、いつ、どんな情報が変わったのかということが知らされなければ、広報の意味を持たないと思いますけれども、今後の新着情報のあり方、この2件、審議会、それと小中学校適正規模・適正配置の説明会等に関するような市民にとってみて重要な政策の場においては、新着情報に加えていただけますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）広報につきましては、日ごろからより丁寧に周知することを心がけております。ただいま議員おただしのこの2件につきましては、やはり私どものほうで、その基準をきっちり定めていないという不備な点があるかと思います。ただ、これについては、他の市ともいろいろ話をするわけですが、具体的にというのはかなり難しいものがございますので、今後はうちのほうで、非公開な審議会もございまして、それは除きまして、公開している審議会等、また広く市民の方々に参加していただけるような説明会に

については、新着情報に掲載するよう、私どものほうから各所属長に周知をしまいたいと、このように考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）理由はどうしても結構ですけれども、これは載せていってください。そうでないと、市の責任が果たせていないということです。この件に関してはもっと言いたいことがたくさんあります。市民からもクレームを受けております。担当課のほうにはその旨伝えているかと思しますので、こういったことのないように。

一つだけ言っておくと、8月6日、城山小学校で小中学校適正規模・適正配置の説明会が行われました。途中で打ち切られておりますよね。参加者がほとんどいなかった。いなかったわけではありません。議員の方で、行かれた方はいらっしゃいました。何度も行っておられるので、特に説明を受ける必要性はなかった。しかしながら、こういう広報のあり方も見直していかなければなりません。教育委員会ですので、教育委員会の情報もちゃんと新着情報に載せていくこと、このことが重要だと思います。この適正規模・適正配置の説明会は、審議会というか、つくっていく段階から私も参加しておりましたが、直前、当日にアップされたということもございました。こういった大切な説明、審議の場というのは、できる限り早く市民に知らせて、多くの方に知っていただくよう心がけてください。

そうしましたら、三つ目へお願いします。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目3、長期総合計画に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森口清隆君）登壇〕

○企画部長（森口清隆君）長期総合計画の根拠法令と法的正当性があるのかについてお答

えいたします。

これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、この第2条第4項が削除されました。また、同日付で総務大臣より、法の改正後においても、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であることとの趣旨で通知がありました。

したがって、総合計画における基本構想の法的な策定義務はなくなりましたが、一方でその策定の必要性及び議会の議決を経るかどうかは、各自治体の独自の判断にゆだねられることになりました。

本市の考えとして、総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなったとしても策定すべきものであると認識しています。また、市民のためのまちづくりの根幹である基本構想については、市全体の総意により策定されるべきものであるという考えのもと、市民の代表である議会の議決を経ることは必要かつ重要なことであると考えます。

一方、本市の長期総合計画の法的正当性については、当時の地方自治法に基づき、合併後の平成20年3月議会において、平成20年度から平成29年度までの10年間における基本構想の議決を経ているところです。また、現在平成25年度から平成29年度までの後期基本計画の策定を行っているところでございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問

ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）まずは長期総合計画、現行は地方自治法の第2条第4項が、つくったときに効力を持っていたので、当然のごとくこれは法的根拠がある状況です。しかしながら、その中のこの部分が大切なんですけれども、基本計画の後期に、今策定にかかっておられて、8月3日に審議会を行われて、それに先立つこと3月の新年度予算にも予算計上はされております。たしか本年度600万円ほど計上されていたと思いますけれども、もう予算執行されているかと思うんですが、この長期総合計画自体を、見直しであったりというところで、現在法的根拠がない状態で進めていくというのは、いかがなものでしょうか。基本計画に関しては、議会の議決が必要ないと判断されて今進めておられるのかどうかお答えください。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）先ほど壇上で申し上げましたが、この長期総合計画は当然ご存じだと思いますが、三本柱ということで三本立てになってございます。その中で、基本構想については、地方自治法で定められておるわけでございます。議会の議決を必要とする。ただ、この計画については、法的根拠と申しますか、議会の議決を要する必要は、私はあるとは考えてございません。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ということは、この審議の場に加わられる議員の方々いらっしゃいますけれども、もし基本計画の議決が必要ないとすれば、ほかの参加する方々は一切無視されるということでしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）全くそのような考えはございません。基本計画につきましては、

現在議会の議決を必要とするということで定めておられる自治体もございます。ただ、本市の場合は、先ほど申しましたように、今地方自治法に基づいて基本構想があり、そのブレークダウンしたものが基本計画であるという考えのもとに進めております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）これは基本計画、基本構想があって基本計画というのはちょうどその中間的なものですので、議会としても本質的には全員の確認をとらないといけないと思います。こういうことに関しては議決事件化する権利も、議会の判断であるかと思っておりますので、今後はこういったことに関しても、議会改革を進める上でも取り組ませていただきたいと思いますので、そのおつもりでいただければと思います。

しかしながら、この基本構想を議決が必要だというのは、今現在ないわけですよ。法律自体がまずはなくなってしまうから、これは条例化をしていかなければ、基本計画の部分も今一切議決が要らない状況だと思えますけれども、今後条例化するおつもりはございますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）先ほど、基本構想につきましては壇上で申し上げましたとおりでございます。今後の基本構想の策定においては、引き続き地方自治体で判断をして、そして策定していくということで、私どものほうでもそのような考えでございますので、条例制定を考えてございます。ただ、基本計画につきましては、先ほども申しましたが、今回の見直し云々では、議員の皆さま方には何らかの形、委員会なり常任委員会なり、全員協議会なりで当然ご報告を申し上げていく場面は設けていく考えはしてございます。ただ、今回に限ってそれを議会で議決をいただくと

というようなことは考えてございませんが、次は平成30年になるわけでございますが、平成30年の策定時においては、それを見据えて勉強もしていかないかなと、このように考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）国は、基本的に義務付けをなくしたわけですよ。ということは、今予算を600万円組んでおりますけれども、別に組まなくてもいい、つくらなくてもいいというのが基本的にまずゼロベースであるんです。その上でつくっていくということがまず前提で、予算化がされていて、条例も制定は必要はなはずなんです。いつ、どんな計画でも変更をする。その可能性はありますから、できる限り早く、この長期総合計画を議決が必要だという条例を策定していただきたいと思っておりますので、要望させていただいて、4番目に移らせていただきます。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目4、基本構想、基本計画と実施計画の違いに関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森口清隆君）登壇〕

○企画部長（森口清隆君）「基本構想、基本計画と実施計画の違いは」についてお答えします。

まず総合計画における基本構想は、自治体における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、まちづくりの根幹となる基本理念やまちの将来像を掲げ、これを実現するための基本目標や指標を定めることを目的としたものでございます。また、この計画は自治体のすべての計画の基本となる上位計画であり、本市の場合、10年間の地域づくりの方針を示しており、議会の議決を経て策定されたものです。

次に、基本計画とは、基本構想において設

定した自治体の将来目標や指標、基本的施策を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにするもので、本市の場合、5年間の行政計画を策定しています。

最後に、実施計画は基本計画の施策に基づいて、事業内容や実施時期を明らかにするためのもので、本市の場合3カ年計画でローリング方式により毎年度策定し、行財政運営の指針としています。

議員おただしの基本構想、基本計画、実施計画の位置付けの違いについて、現時点における本市の考え方としましては、先にも延べましたが、まちづくりの根幹をなす基本構想についてのみ、従前のおり議会の議決を経る必要があると認識しています。また、その必要性が生じる前に条例の制定、また修正を行ってまいりたいと考えています。

なお、地域主権改革のもと、いくつかの自治体においても基本構想に加え、基本計画をも議会の議決事項としている状況がございます。本市の平成30年度からの次期総合計画策定については、この基本計画を議会の議決事項に含めるか否かについて、他市の事例も参考に、今後調査研究をしてまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）基本計画、この三つ今ご説明いただきました。これからの取り組みもおっしゃっていただけたので、市としてはそれでいいのかなと思います。しかしながら、この計画だけの方法では、実は基本構想をつくるというところでは、一つではないはずで、今、個別のスキームごとに、環境基本条例、子ども基本条例、本市でも今年の3月に策定した産業振興基本条例であったり、一つ

一つの基本構想を定めていくという取り組み、条例化をしている自治体もございますけれども、本市としては、産業振興基本条例も、この基本構想と同等レベルのもの、もしくは上だ、下だ、その判断としてはどのように位置付けを行われていますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）ただ今のご質問でございますが、それぞれ各分野において計画は策定されておりますが、この長期総合計画、これが最も上位の計画だという認識はしております。これに基づいて各計画が策定されていくと、このように考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）それぐらい重い計画だということです。それに付随していく基本計画も、中身としては重要な政策ですので、少なくとも議員の代表が参加はしておりますけれども、全員の総意でということもありますので、議決事件化していくべきだと私自身は思っております。そのための議会の制度改革にも取り組んでいかないといけないなと常々思っておりますけれども、これに関しては、当局だけではなく、議会自体も責任がございますので、きょうはこの程度にさせていただきます。

続いて、5番でお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目5、幼保一元化5カ年計画はいずれの計画に該当するのかとの質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）幼保一元化5カ年計画が長期総合計画の基本構想、基本計画、実施計画のいずれの計画なのかのご質問にお答えします。

まず、橋本市長期総合計画に先立つ新市まちづくり計画は、平成16年12月に橋本市・高

野口町合併協議会により策定され、両市・町それぞれの議会で承認されました。

新市の主要事業の中で、子育て環境の整備として、「保育環境の充実と整備を図るため、幼保子育て特区の全市的波及を視野に入れ、幼保一元化及び保育所の統廃合・適正配置、ならびに運営の民間委託を推進する」と明記され、また豊かな心を育む学校教育の推進として、就学前教育の充実を図るとともに、幼保一元化、統廃合とあわせた幼稚園の再配置を検討することが明記されています。

幼保一元化5カ年計画は、市の基本方針にのっとり作成し、平成19年6月に発表いたしました。これらを受けて、平成20年3月に策定された橋本市長期総合計画の基本構想には、まちづくりの基本目標として五つの目標が設定され、その一つに、健やかで安心して暮らせるまちづくりの基本施策が示されています。その中で、幼保環境を充実するため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を図り、運営の民間委託を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応や、家庭の子育て支援等に取り組むと明記されています。

また、基本計画の子育て環境を整備する施策では、保護者が働いている、いないにかかわらず、保育・教育を一体的に提供する認定こども園の整備を図る旨を、また豊かな心を育む学校教育を推進する施策においても、幼児の一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整えるため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を推進する旨を明確にうたっています。

この基本構想、基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業計画が実施計画であり、幼保一元化5カ年計画はこの実施計画に当たるものであります。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）最後のところ、長い説明がございましたけれども、最後の部分が一番聞きたかったことで、実施計画だと。ただ、策定した段階では基本方針であって、長期総合計画の策定でも構想に組み入れられていて、上から下まで通しでつくられた。しかしながら、実施計画に位置付けられているものが一番重きを置かれているというのが実際のところだと思います。この中身を見ても、実際にはほとんど同じような中身で、実施計画をそのまま基本構想まで載せておりますので、これからの子育てを本当にどのようにしていくかということの基本構想の中に入れるべきですけれども、実際のところは施設の運営、どういうふうこれから10年で変えていくかということ、施設がありきの中身になっているかだと思います。そういうところ、きのうも同僚議員が指摘されましたけれども、本質的にはやはり橋本市の子育て、子どもたちの教育を、義務教育が終わるまでは我々自身に責任がかかっておりますので、一元化をして通しで考えていくぐらいの構想を練っておかなければならないと思いますけれども、その点はいかがですか。通しで考えていく、中身をつくっていく。幼保というのは、教育委員会と執行部、当局の今二つに、まだ幼稚園もありますので分かれているかだと思いますけれども、ここを統合して、包括的に縦にもつないでいくという努力をしていただきたいと思いますけれども、その点どのようにお考えか、ご答弁いただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）幼保一元化施策の推進について議員のおただしは、組織的に教育委員会と市長部局と連携して一つの組織をつくる必要があるのではないかとということだと、今解釈させていただいたんですけれ

ども、基本的には、今は組織は教育委員会、市長部局等々分かれておりますけれども、常に実施にあたっては教育委員会部局と市長部局と連携してやっておりますので、一番いいのは組織を一本化すると。例えば、私も以前、一度こども課で経験しておりますので、そのときに、こども課において、幼稚園部分を一つのこども課としてしてはどうかという検討も加えられたことがあります。そのときには実現には至っていないんですけれども、それと同時に、関係ないですけれども、そのかわり学童は小学校だから学童を教育委員会に持っていくと、そういう一つの案をつくらせていただいたんですけれども、なかなか実現に至らなかったと。しかしながら、実際に幼保一元化を進めるにあたっては、当然現在も教育委員会部局、それから市長部局とも常に連携を取り合っておりますし、また幼稚園教諭も現在幼保一元化整備室のほうに来ていただいているという中では、さらに以前よりは教育委員会との連携を強めていっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）そのお答えで結構です。

時間もなくなりましたので、6番目に移ります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目6、幼保一元化5カ年計画実行の法的正当性に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）幼保一元化5カ年計画の実行に法的正当性はあるかとのご質問についてお答えします。

先ほど答弁させていただいたとおり、幼保一元化5カ年計画は、橋本市長期総合計画の基本構想、基本計画に基づき、その実行性を示した計画であり、個別の施設整備の実現に

あたっては、施設計画や予算を含め、市議会で論議をいただき、推進しているところですので、法的な正当性が担保できていると考えています。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）当然のことを聞かせていただいているんですけども、ただ、根拠となる地方自治法自体が変わっている現状で、こういった部分も上位法をしっかりと定めていく。先ほどの教育に関しても、基本構想部分、施設だけじゃなくやはり中身を、部長にも答弁していただいたように、学童をこっちに持っていったほうが行政としてはいいよ、そういうことが実現できるように取り組んでいくということを基本構想としてまとめていくべきだなと、私は常々そう思います。そういった部分で、今後も取り組んでいただきたいと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目7、幼保一元化5カ年計画への専門的知見の反映に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）幼保一元化5カ年計画に専門的知見は反映されたかとおただしにお答えします。

幼保一元化5カ年計画の策定にあたっては、市長部局の保育所及び子育て支援を担当するこども課と教育委員会の幼稚園・幼児教育を担当する学校教育課、教育総務課と検討、協議をして進めてきた経過があります。その中には、現場の保育所、幼稚園の先生方の意見なども取り入れています。また、計画の発表後、パブリックコメントや説明会などを通じて、各分野の皆さまから多くのご意見をいた

だき、取り組んできています。

また、幼保一元化5カ年計画が後期基本計画審議の対象となるかとおただしについては、先ほどご答弁させていただいたとおり、幼保一元化5カ年計画は実施計画であるため、直接的には対象となるものではないと考えています。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）いいところを答えていただいたなと思うんですけども、教育委員会も入られて、この幼保一元化5カ年計画というのはつくられていると。その際には教育総務課、また幼稚園の教諭の方々、そういう現場の方々の声を聞いてやっている。

この件に関して、先日ちょっと講演会があったので、関西大学人間健康学部の山縣教授、この方は子ども・子育て新システムの検討会議のメンバーに入っておられる方で、ちょっと質問をしてみたんです。本市の状況も説明させていただいて、先生のご意見としては、やはり幼児教育だけではなくて、縦のラインでどのように子どもたちに対して責任をとっていくか。その包括的な部分から本市のビジョンを策定していかなければ、これは分断されてしまって、結果的に子どもたちには良くないんじゃないかという指摘をされました。そういう意見に関しては、どのようにお感じでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）個人的な意見も入るかもわかりませんが、ご了承願いたいと思います。

現状を実際に見てみますと、やはり保育所、幼稚園から小学校へ進んだときに、そこで一旦分断される。また、小学校から中学校へ行ったときに一旦また分断されるということが、

過去においてはいろいろあったかと思えます。しかしながら、現在やはり幼稚園、保育所から小学校へつなげる場合には、当然教育委員会との連携も強めておりますし、また教育委員会内部においても、小学校から中学校へつなげていくにも、教育委員会としていろいろ取り組んでいただいているということだと考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）私もそう思います。小中学校適正規模・適正配置であったりとか、和歌山大学の先生に入っていたりとか、専門的な知見、やはり広い見識で取り組んでいただいた結果として、我々もその判断には取り組んでいかないといけないと思うんです。ただ、残念なことに小学校までの、からの計画なので、こういった大きな子どもたちの将来、本市の将来でもあると思うんです。ここに関しては、基本構想の話、先ほどからしておりますけれども、積極的に取り組んでいていただきたい、そういう要望でこの質問は終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目8、小規模園「山田保育園」を域外保護者に勧めた理由に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）小規模園「山田保育園」を域外保護者へ勧めたのはなぜかとのおただしにお答えします。

本市は、過去においては障がいや発達の問題を早期に診断する機会が乏しく、診断されても療育を受ける施設が地理的に遠い状況にありました。そうした中、昭和63年から乳幼児健診を充実するために、発達相談事業が開始され、並行して保育園での障がい児保育が要綱に基づき実施されるようになり、通

園が難しい療育施設のかわりに、保育園を利用するケースが現れてきました。

しかし、専門の療育施設の建設を熱望する声が多く寄せられことから、平成7年度に小規模通所事業として、たんぼぼ園を開園しました。開園までの1年間、山田保育園で試行的に障がい児クラスをつくり、集団での障がい児保育の基盤づくりを行いました。こうした経過から、域外保護者に山田保育園を勧めた時期もありました。

しかし、現在は地域の子どもはできるだけその地域の保育園から小学校に通っていただくことを原則としており、また、たんぼぼ園などの療育施設も充実してきましたので、域外保護者に山田保育園を勧めることはしておりません。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今、勧められていないんですけれども、山田保育園自体は5年前が少なく、ここ近年は定員に近づいていくような状況だと思います。6月26日の文教厚生委員会での質疑の中でも、周辺の新興住宅が増えている傾向があり、その受け皿となっているのも事実だと思うんです。その住宅政策の受け皿となっているという実態はお認めになりますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）周辺には、みゆき台、それからさつき台等の住宅開発が行われておりまして、当地区には保育所等々の施設がないわけでございます。当然、周辺を探してみますと、一番近いということになるのが山田保育園かと思えます。そんな関係から、やはりみゆき台、さつき台の方が一番近い山田保育園を利用されているというのが現状かと思えます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ここ二つの団地、販売数を計算してみると、あと700戸ぐらいまだまだ残っているんです。今、大倉建設とかが積極的に、これから消費税が上がる前に購入しようという人たちをターゲットに入居を勧めておられます。そういう実態がありながら、この山田を閉めてしまうと、この地区の方々は今、紀見保育園のほうに子どもたちの大半が行っているかと思えますけれども、そこもほぼ満杯の状態、今後もずっとこれが続いていくんです。そういった中で、この山田を閉めてしまうというのは、ちょっと早計な判断ではないかなと私自身は感じております。ここは押し問答しても仕方がないので、私だけの見解でとどめさせていただいて、次の質問お願いいたします。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目9、山田保育園の存続に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）小規模園「山田保育園」の存続こそ多様な保育ニーズと幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を両立しているのではないかとのおただしにお答えします。

幼保一元化5カ年計画では、集団性を確保し、社会性を育む教育・保育環境の整備を計画の目標としており、これに基づき小規模の保育園、幼稚園を統廃合して、一定基準のこども園への再編を進めています。

山田保育園を廃園することで、保護者の保育ニーズにこたえられないとのことですが、こども園では市の保育課程、要綱に基づいた保育・教育、発達支援の提供はもちろんのこと、地域特性を考慮した指定管理者の特色ある保育・教育が行われています。また、こど

も園の規模についても、すみだこども園は大規模ですが、(仮称)学文路こども園では、今の計画では定員100人未満になる見込みとなっています。

このように、こども園整備を進めても、多様な教育・保育とさまざまな規模の施設を提供することで、選択肢は確保できるものと考えています。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）山田を、一つの手段と言うと言葉が悪いかもしれないですけども、選択肢を多く持っている市というのはすごく魅力があると思うんです。特に、先ほどの質問の中でも、これから売っていかなければ市の財政的にも厳しくなってくる。毎年人口減少、600人減っている。市税収入も減っていくということが、今の状態だったらあるわけです。それを一方で、こういったニーズのあるところを閉めていくというのは、かなりリスクを抱えた計画だと思います。この計画を見直されるおつもりはありませんか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）住宅開発と絡めての意見もありましたけれども、例えば先ほどもお話しさせていただいたさつき台、みゆき台から山田保育園の距離と、今度私どもが山田地域でこども園を進める場所、まだ確定はしていませんけれども、今予定をしている場所とは、距離的にはほとんど変わらない。まして、道路の面からいきますと、新しくできるこども園のほうが、非常に交通の便がいいということになるかと思えます。したがって、住宅開発の関係ですけれども、山田保育園を廃園しても、大きな影響というのではないと考えております。したがって、山田保育園を残すということは現在考えてお

りません。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）そういう答えかなとは思いますが、しかしながら、利便性だけを住民は望んでいるわけではなくて、中身の質を問われているわけです。この質がこれからの自治事務の地方間競争に勝ち残る唯一の手段だと思います。そういった点で、私は見直しを求めさせていただいて、次の質問に移ります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目10、山田保育園の廃園と再配置を進める根拠等に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）小規模統合保育園「山田保育園」廃園と再配置を進める根拠、理由についてのおただしについてお答えします。

これまでにお答えしたように、橋本市全体の少子化や施設の状況、地域の特性等を勘案し、山田保育園を含めた市の乳幼児施設については、幼保一元化5カ年計画を策定して、順次整備をしているところです。

最後に、子どもたちの将来への責任所在を明らかにしておただしですが、子どもたちの成長は保護者や地域の支えはもちろん、行政としてより良い保育、教育環境を整備する責務があると考えています。次代を担う子どもたちが、今後とも生き生きとたくましく、健やかに成長できるよう努力してまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）時間がなくなりましたので、この園をつくっていくという上では、我々自身、議会も責任がございます。

それぐらいの重要な事項なので、慎重審議、それと長期総合計画とか上位に上げている計画ですので、できる限り今後も声を聞いていただきたく、お願いします。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君の一般質問は終わりました。

○議長（井上勝彦君）これにて、一般質問を終結いたします。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）17番議員一般質問の冒頭で、———を使ってもいいという発言がありました。現在のところ、本議会は———を認めておりません。一議員が勝手に———を使ってもいいという発言については問題があるかと思っておりますので、取り消しを求めたいと思います。

○議長（井上勝彦君）ただ今の質問、発言取り消しに対して、松本議員はよろしいですか。
17番 松本君。

○17番（松本健一君）これまでも、昨年12月だったと思いますが、理事が———を主張されて答弁をされた。私が質疑中にございましたが、そのとき以前から、———は使えるという申し合わせがございましたので、その件だけ主張させていただきます。

○議長（井上勝彦君）現在のところ、———は正式には認めておらないので、この件に関しては6番 辻本君の質問に対して、削除することにいたしますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）以上、それでは削除いたします。よろしくをお願いします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午前11時33分 散会）